

訪問介護等への支援と介護人材確保のための政策の充実を求める意見書

2024年上半期（1月から6月）の「老人福祉・介護事業」の倒産調査によると、全国の「介護事業者」の倒産は、介護保険法が施行された2000年以降、最多件数を更新し、81件（前年同期比50.0パーセント増）と報告され、このうち「訪問介護」が40件を占めている。長野県飯田市及び下伊那郡を包含する南信州圏域でも経営上の理由による訪問介護事業所の廃止が報告されている。

介護保険事業は介護報酬が収益であるという性格上、近年の物価高騰を価格転嫁できないことが業績悪化の要因のひとつとされており、特に訪問介護事業者は介護報酬改定の引き下げも影響し、事業継続が厳しい状況にある。

令和6年度介護報酬改定では、入所介護（0.9パーセント以上4.1パーセント以下）と通所介護（0.4パーセントから0.7パーセント以下）の基本報酬が引き上げられた一方で、訪問介護については2パーセント超の引き下げとなった。改定率はプラスであったものの、介護職員の賃上げと介護職員以外の職種の処遇改善に充てるとされ、諸団体が物価高騰の反映を要望した大幅な増額改定とは大きく乖離したものとなった。

また、物価高騰対策について、国の交付金が令和6年度で終了する。これらの状況を踏まえ、今後の介護事業継続のため下記の事項について国に要望する。

記

- 1 国は、令和6年度介護報酬改定では、訪問介護について2パーセントを超える引き下げを行ったが、地方における実態と乖離しているため、再度地方の実態を調査、検証すること。
- 2 介護サービス提供体制の維持継続を支援するため、介護報酬改定における訪問介護の基本報酬減額分の補填を行うこと。
- 3 介護事業者全体に対する物価高騰補助金を継続すること。
- 4 介護人材確保につながる賃上げ支援策を、被保険者の負担とならないように、介護報酬の加算ではなく公費により行うこと。
- 5 介護人材確保のため、例えば外国人を雇用しやすくなるような採用手続に係るサポート体制の整備や雇用に係る財政的支援など、さらなる政策の充実、地方公共団体の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

長野県飯田市議会議員 熊谷泰人

提出先 内閣総理大臣
厚生労働大臣
総務大臣
財務大臣